

## 損害保険料率算出機構 女性活躍推進法に基づく第2期行動計画

女性活躍推進法に基づき、職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できるよう、以下のとおり第2期一般事業主行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2021年4月1日～2026年3月31日（5年間）

### 2. 数値目標

- ・女性の管理職人数を21人以上（2020年度比1.3倍以上）とする。
- ・年次有給休暇取得の数値目標（58.0%）の達成を継続する。

【参考】女性管理職の人数、割合（2020年4月1日現在）

|                   | 人数  | 管理職に占める割合 |
|-------------------|-----|-----------|
| 職員                | 12人 | 11.2%     |
| 調査職員 <sup>注</sup> | 4人  | 1.3%      |

注 調査職員とは、自賠責保険に関する損害調査を主な業務とする者をいう。

### 3. 取組内容と実施時期

#### 取組1：女性の上位資格者の増加

##### ●女性職員のキャリア意識醸成

2021年10月～ 「キャリア形成支援研修」（2020年度開始）の参加者の声を踏まえた研修の見直し検討（対象地域拡大、研修内容の拡充等）・研修実施  
研修参加者に対するフォローの実施

#### 取組2：ワークライフ・バランスの推進（管理職や男性を含む）

##### ●年次有給休暇取得に向けた取組み

2021年度～ 年次有給休暇取得の推進、取得率推移の検証  
（年次有給休暇5日取得の徹底（チェックポイント設定、計画的な休暇取得・取得状況把握）については、継続実施）

##### ●時間外勤務削減に向けた取組み

2021年4月～ 早帰り月間について、夏季限定とせず、各拠点が任意の月で設定  
（消灯時間の設定、社内ルール（時間外勤務の上限）、ノー残業デー、朝残業の原則禁止等については、継続実施）

以上